

○朝陽地区住民自治協議会会則施行細則 (平成 22 年 2 月 8 日 制定)

(目的)

第 1 条 朝陽地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）の円滑な運用を図るため、朝陽地区住民自治協議会会則施行細則を定める。

(団体の加入)

第 2 条 朝陽地区内の各種団体等から協議会へ加入の申請があった場合は、常任評議委員会で協議決定する。

(評議委員)

第 3 条 推薦評議委員は区長の推薦を原則とし、女性の登用に努めるものとする。

2 支部組織の充実のため、各区の現役役員数名を評議委員に選出する。

3 評議委員にかかわる事務等は、総務部会が行う。

(支部)

第 4 条 支部内の組織等については、支部に委ねる。

(部会)

第 5 条 協議会正副会長、事務局長及び会計、相談役、事務局次長及び区長会事務長の所属する部会は、総務部会とする。

2 正副部会長は、各部会において選出する。

3 共同開催事業などには、関係部会が協力体制をとる。

(団体役員選出)

第 6 条 団体役員の選出は、必要に応じ協議会会長が委嘱する。

(顧問)

第 7 条 会則第 10 条第 3 項の顧問は、県議会議員、市議会議員及び市農業委員とする。

2 前項の顧問は、就任後それぞれの公職在任中は顧問にあるものとする。

(会議)

第 8 条 協議会の機関会議は、会則に定めるもののほか、四役会議、区長会議、部会長会議を置き、合同会議を行うことができる。

2 前項の会議に、必要ある場合は関係者の出席を求めることができる。

3 部会会議に、評議委員である団体の代表者が出席できない場合は、その団体の他の者が代理として出席することができる。

(会計)

第 9 条 会則第 5 章に定める会計事務は、会計及び専任の事務職員が行う。

2 会計及び事務職員の所属は、事務局とする。

(管理・監督)

第10条 協議会事務室内の管理、事務職員の監督は事務局長が行う。

附 則

この施行細則は、平成19年6月17日から施行する。

この施行細則は、平成20年2月25日から改正施行する。(一部改正)

この施行細則は、平成20年5月10日から改正施行する。(一部改正)

この施行細則は、平成22年4月1日から施行する。(全部改正)

この施行細則は、平成24年4月21日から施行する。(一部改正)